

の選挙については、一
三月二二日、当該

四　て当該演説会等の開催中使用されるもの
第十四章の三（政党その他の政治団体等の選挙における政治活動）の規定により使用することができるもの

前項第一号の立札及び看板の類は、縦百五十センチメートル、横四十五センチメートルを超えないものであり、かつ、当該選挙に関する事務を管理する選舉管理委員会、参議院全国選出議

員の選挙について（中央選舉管理会）の定めるところの表示をしたものでなければならぬい。

とき 第百四十一條（自動車 拼声機及び船舶の使用）第一項の自動車若しくは船舶を主として選挙運動のために使用することをやめたときは、又は演説会が終了したときは、直ちにこれ

らを撤去しなければならない。

よる数を超えることができない。
一 参議院(全国選出)議員の選挙にあつては、
公職の候補者一人について十万枚 ただし、
二回の直選によるもの、合計を算定する。

一の都道府県においては、当該都道府県の区域内の衆議院議員の選挙区の数が一である場合には一万二千枚、当該都道府県の区域内の衆議院議員の選挙区の数が一をこえる場合に

はその一を増すことに五千枚を一万二千枚に
加えた数をこえることができない。

三 つづきの義員は、どうぞお手をこまわって
について一千二百枚 但し、指定都市の市長
の選挙にあつては、公職の候補者一人につい
て四千五百枚

三 田村の講会の講員及び長の選考にあつては、公職の候補者一人について五百枚前項のボスターは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（參議院全國選出議員

卷之三

は、撤去させることができる。この場合において

新聞氏、雜志の報道及び評論等の自由) て、都道府県及び市町村の選挙管理委員会は、あらかじめ、その旨を当該警察署長に通報するものとする。

（新聞報道の規制に関する法律） 第一百四十八条 この法律に定めるところの選挙運動の制限に関する規定（第三百三十八条の三（一人の候補者の公表の禁止）の規定を除く。）は、新聞報道の規制に関する規定（第三百三十九条（公表の規制）の規定を除く。）の適用を受けるものとする。

細(これに類する道信類を含む)、以降同様は雑誌が、選挙に関し、報道及び評論を掲載するの自由を妨げるものではない。但し、虚偽の事項を記載し又は事実を歪曲して記載する等ま

現の自由を濫用して選挙の公正を害してはならない。

拳運動の期間中及び選挙の当日において、定期講讀者以外の者に対し頒布する新聞紙又は雑誌については、有償でする場合に限る。」で頒布する
又は郡守長の選舉管理委員会の指定する

所に掲示することができる。

次に掲げるものをいう。ただし、点字新聞紙については、第一号口の規定（同号ハ及び第二号口）に係る部分を含む。」は、適用しない。中第一号口に係る部分を含む。」は、適用しない。

イ 新聞紙にあつては毎月三回以上、雑誌
あつては毎月一回以上、号を逐つて定期
有償頒布するものであること。
第二重郵便物の認可のあるものである。

口 第二種選舉の公示の事項

二 前号に該当する新聞紙又は雑誌を発行す
新聞紙にあつては、六月一以来、イ及び
に該当し、引き続き発行するものである
と。

者が発行する新聞紙又は雑誌で同号イ及び
の条件を具備するもの

国会・選挙

公職選挙法（第一四八条～第一五一条）